

改正案

現行

目次

第一章（略）
 第二章（略）
 第三章（略）
 第四章（略）
 第五章（略）
 第六章の二（略）
 第六章 自動車の整備事業（第七十七条・第九十六条）
 第六章の二 登録情報処理機関（第九十六条の二・第九十六条の十四）
 第七章（略）
 第八章 罰則（第一百六条・第一百十三条）
 附則

（新規登録の申請）

第七条（略）

2 国土交通大臣は、前項の申請をする者に対し、同項に規定するもののほか、車台番号又は原動機の型式の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一（略）

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）

三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第九十四条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車（人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。同条第七項において同じ。） 第十六条第二項の一時抹消登録証明書及び保安基準適合証

目次

第一章（略）
 第二章（略）
 第三章（略）
 第四章（略）
 第五章（略）
 第六章の二（略）
 第六章 自動車の整備事業（第七十七条・第九十六条）
 第七章（略）
 第八章 罰則（第一百六条・第一百十二条）
 附則

（新規登録の申請）

第七条（略）

2 国土交通大臣は、前項の申請をする者に対し、同項に規定するものの外、車台番号又は原動機の型式の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一（略）

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。）

三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第九十四条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車（人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。同条第五項において同じ。） 第十六条第二項の一時抹消登録証明書及び保安基準適合証

4 (略)

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録情報処理機関」という。)に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 第三十三条第四項 譲渡証明書

二 第七十五条第五項 完成検査終了証

三 第九十四条の五第二項 保安基準適合証

四 第九十四条の五の二第二項において準用する第九十四条の五第二項 限定保安基準適合証

5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

6 (略)

(譲渡証明書等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)を譲渡する者は、第一項の規定による譲渡証明書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)により登録情報処理機関に提供することができる。

5 前項の規定により譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、同項の自動車を譲渡する者は、当該譲渡証明書を当該譲受人に交付したものとみなす。

(回送運行の許可)

第三十六条の二 自動車の回送を業とする者で地方運輸局長の許可を受け たものが、その業務として回送する自動車(以下「回送自動車」という。)で、国土交通省令で定めるところにより回送運行許可番号標及びこ

4 (略)

4 (略)

(譲渡証明書等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(回送運行の許可)

第三十六条の二 自動車の回送を業とする者でその営業所ごとに地方運輸局長の許可を受けたものが、当該営業所の業務として回送する自動車(以下「回送自動車」という。)で、国土交通省令で定めるところにより

れに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けたものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、これに記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

2 前項の許可の有効期間は、五年を超えてはならない。

3・4 (略)

5 回送運行許可証の有効期間は、一年を超えてはならない。

6 } 10 (略)

(新規検査)

第五十九条 (略)

2・3 (略)

4 第七条第三項(第二号に係る部分に限る。)、第四項(第二号に係る部分に限る。)、及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

(自動車の指定)

第七十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する自動車の型式について第一項の指定を受けたもの(第八項において「指定外国製作者等」という。))に係る自動車にあつては、本邦に輸出されるものに限る。第七項及び第八項において同じ。)を譲渡する場合において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならない。

5 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)に係る前項の規定による完成検査終了証の発行及び交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

6 前項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項の申請をした者は、当該完成検査終了証を発行し、これを当該譲受人に交付したものとみなす。

回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けたものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、これに記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

2 前項の許可の有効期間は、三年を超えてはならない。

3・4 (略)

5 回送運行許可証の有効期間は、六月を超えてはならない。

6 } 10 (略)

(新規検査)

第五十九条 (略)

2・3 (略)

4 第七条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の場合に準用する。

(自動車の指定)

第七十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する自動車の型式について第一項の指定を受けたもの(第六項において「指定外国製作者等」という。))に係る自動車にあつては、本邦に輸出されるものに限る。次項及び第六項において同じ。)を譲渡する場合において、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、完成検査終了証を発行し、これを譲受人に交付しなければならない。

7| (略)
8| (略)

(保安基準適合証等)
第九十四条の五 (略)

2| 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。)に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

3| 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該指定自動車整備事業者は、当該保安基準適合証を当該依頼者に交付したものとみなす。

4| 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

5| (略)
6| (略)

7| 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、当該自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

8| (略)

9| 前二項の検査の申請をする者は、第二項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、前二項の申請書にその旨を記載することをもつて保安基準

5| (略)
6| (略)

(保安基準適合証等)
第九十四条の五 (略)

2| 前項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

3| (略)
4| (略)

5| 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、当該自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣(第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会。次項及び次条第三項において同じ。)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

6| (略)

適合証の提出に代えることができる。

10| 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機
関に提供されたことが第七項又は第八項の申請書に記載されたときは、
国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるとこ
ろにより、必要な事項を照会するものとする。

11| (略)

12| (略)

(限定保安基準適合証)

第九十四条の五の二 (略)

2| 前条第二項及び第三項の規定は、有効な限定自動車検査証の交付を受
けている自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)に係る前項の規
定による限定保安基準適合証の交付について準用する。

3| 前条第一項ただし書及び第四項前段の規定は、第一項の場合について
準用する。この場合において、同条第四項前段中「当該自動車」とある
のは、「当該整備に係る部分」と読み替えるものとする。

4| (略)

5| 前条第九項及び第十項の規定は、限定保安基準適合証の提出について
準用する。

(保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付の停止等)

第九十四条の八 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のい
ずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて保安基準適合
証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又
は指定を取り消すことができる。

一(四) (略)

五 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第九條第七項
の規定に違反したとき。

2 (略)

第六章の二 登録情報処理機関

(登録)

第九十六条の二 第七條第四項の登録(以下この章において単に「登録」とい
う。)は、第三十三條第四項、第七十五條第五項又は第九十四條の

7| (略)

8| (略)

(限定保安基準適合証)

第九十四条の五の二 (略)

2| 前条第一項ただし書及び第二項前段の規定は、前項の場合について準
用する。この場合において、同条第二項前段中「当該自動車」とあるの
は、「当該整備に係る部分」と読み替えるものとする。

3| (略)

(保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付の停止等)

第九十四条の八 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が次の各号のい
ずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて保安基準適合
証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又
は指定を取り消すことができる。

一(四) (略)

五 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第九條第四項
の規定に違反したとき。

2 (略)

五第二項（第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供を受け、当該提供をした者について国土交通省令で定める方法による本人であることの確認その他の国土交通省令で定める事項の確認を行い、並びに第七条第五項（第五十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九十四条の五第十項（第九十四条の五の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の照会に対して回答する業務（以下「情報処理業務」という。）を行おうとする者の申請により行つ。

（欠格条項）

第九十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第九十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第九十六条の四 国土交通大臣は、第九十六条の二の規定により登録を申請した者が電子計算機（入出力装置を含む。）及び情報処理業務に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）を有するものであるときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、登録情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録情報処理機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録情報処理機関が情報処理業務を行う事業場の所在地
- 四 自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送

に該当するものを除く。以下同じ。）において送信元である登録情報処理機関を識別するための文字、番号、記号その他の符号

五 登録情報処理機関が提供を受ける第七条第四項各号に掲げる規定に規定する事項の別

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、登録情報処理機関登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

4 登録情報処理機関は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、その氏名又は名称、登録情報処理機関登録簿に記載された登録番号、情報処理業務に関する約款及び料金その他の国土交通省令で定める事項を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の更新)

第九十六条の五 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(業務の実施に係る義務)

第九十六条の六 登録情報処理機関は、情報処理業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務を行わなければならない。

2 登録情報処理機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により情報処理業務を行わなければならない。

3 登録情報処理機関は、国土交通省令で定める場合を除き、情報処理業務の全部又は一部を他人に委託してはならない。

(変更の届出)

第九十六条の七 登録情報処理機関は、第九十六条の四第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第九十六条の八 登録情報処理機関は、情報処理業務の実施に関する規程

(以下「業務規程」という。)を定め、情報処理業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、情報処理業務の実施方法、情報処理業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めおかなければならぬ。

(業務の休廃止)

第九十六条の九 登録情報処理機関は、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第九十六条の十 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十三条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 第三十三条第四項、第七十五条第五項又は第九十四条の五第二項(第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する事項を提供しようとする者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録情報処理機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第九十六条の十一 国土交通大臣は、登録情報処理機関が第九十六条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録情報処理機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九十六条の十二 国土交通大臣は、登録情報処理機関が第九十六条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第九十六条の十三 国土交通大臣は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九十六条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第九十六条の七から第九十六条の九まで、第九十六条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第九十六条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第九十六条の十四 登録情報処理機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第九十七条の二 継続検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税又は軽自動車税の滞納(天災その他やむを得ない事由によるものを除く。)がないことを証するに足る書面を提示しなければならない。

2 前項の場合において、現に自動車税又は軽自動車税の滞納がないこと

第九十七条の二 継続検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税又は軽自動車税の滞納(天災その他やむを得ない事由に因るものを除く。)がないことを証するに足る書面を呈示しなければならない。

を証するに足る書面の提示については、当該書面の提示に代えて、政令で定めるところにより、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項において同じ。）が当該自動車税又は軽自動車税を課した地方公共団体にその額の納付の有無の事実を確認することにより行うことができる。

3| 国土交通大臣は、第一項の書面の提示又は前項の納付の事実の確認がないときは、継続検査をしないものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

一 〇十二（略）

十三 登録情報処理機関

十四（略）

2 〇四（略）

（手数料の納付）

第百二条（略）

2（略）

3| 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）は、国土交通省令で定めるところにより、当該申請等を却下することができる。

4|（略）

（聴聞の特例）

第百三条（略）

2 当該行政庁は、第二十六条第二項、第三十六条の二第七項（許可の取消しの場合に限る。）、第五十三条、第七十五条第七項若しくは第八項、第七十五条の二第五項若しくは第六項、第九十三條、第九十四条第四項、第九十四条の四第四項又は第九十四条の八第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続

2| 国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）は、前項の書面の提示がないときは、継続検査をしないものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

一 〇十二（略）

十三（略）

2 〇四（略）

（手数料の納付）

第百二条（略）

2（略）

3|（略）

（聴聞の特例）

第百三条（略）

2 当該行政庁は、第二十六条第二項、第三十六条の二第七項（許可の取消しの場合に限る。）、第五十三条、第七十五条第五項若しくは第六項、第七十五条の二第五項若しくは第六項、第九十三條、第九十四条第四項、第九十四条の四第四項又は第九十四条の八第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続

法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3・4 (略)

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二十九条第一項、第三十一条、第九十四条の五第四項(第九十四条の五の二第三項において準用する場合を含む。) 又は第九十四条の五第五項の規定に違反した者

三 六 (略)

七 第九十六条の十三の規定による情報処理業務の停止の命令に違反した登録情報処理機関の役員又は職員

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十六条第三項、第三十条第一項、第五十二条、第六十三条の三第四項、第六十九条の二第一項、第八十一条(第九十四条の九において準用する場合を含む。)、第八十二条第二項(第八十三条第二項において準用する場合を含む。)、第九十四条の四第三項、第九十六条の九又は第一百条第一項の規定に基づき届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

四 九 (略)

十 第九十六条の十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

2 (略)

第百十三条 第九十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3・4 (略)

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二十九条第一項、第三十一条、第九十四条の五第二項(第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。) 又は第九十四条の五第三項の規定に違反した者

三 六 (略)

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十六条第三項、第三十条第一項、第五十二条、第六十三条の三第四項、第六十九条の二第一項、第八十一条(第九十四条の九において準用する場合を含む。)、第八十二条第二項(第八十三条第二項において準用する場合を含む。)、第九十四条の四第三項又は第一百条第一項の規定に基づき届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

四 九 (略)

2 (略)

改正案

現行

（自動車損害賠償責任保険証明書の提示）

（自動車損害賠償責任保険証明書の提示）

第九条 道路運送車両法第四条、第三十四条第一項、第三十六条の二第三項、第六十条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項及び第六十七條第四項において準用する場合を含む。）、第六十七條第一項（使用者の変更に係る部分に限る。）、第七十一条第四項又は第九十七條の三に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁（同法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項から第五項までにおいて同じ。）に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならぬ。ただし、同法第九十四条の五第八項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において、同法第六十二条第二項に規定する処分を受けようとするときは、国土交通省令で定める方法により作成した自動車損害賠償責任保険証明書の写しの提出をもつて、自動車損害賠償責任保険証明書の提示に代えることができる。

第九条 道路運送車両法第四条、第三十四条第一項、第三十六条の二第三項、第六十条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項及び第六十七條第四項において準用する場合を含む。）、第六十七條第一項（使用者の変更に係る部分に限る。）、第七十一条第四項又は第九十七條の三に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁（同法第七十四条の三の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項において同じ。）に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならぬ。ただし、同法第九十四条の五第六項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において、同法第六十二条第二項に規定する処分を受けようとするときは、国土交通省令で定める方法により作成した自動車損害賠償責任保険証明書の写しの提出をもつて、自動車損害賠償責任保険証明書の提示に代えることができる。

2| 前項本文の場合において、同項本文の処分を受けようとする者は、政令で定めるところにより、保険会社に委託して、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいふ。）により道路運送車両法第七条第四項の登録情報処理機関（次項及び第四項において「登録情報処理機関」といふ。）に提供することができる。

3| 前項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第一項本文の処分を受けようとする者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書を当該行政庁に提示したものとみなす。

4| 前項の場合において、当該行政庁は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

5| 当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示又はその写しの提出がないときは、第一項の処分をしないものとする。道路運送車両法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車以外の自動車について、その提示又は提出があつた自動車損害賠償責任保険証明書又はその写しに記載された保険期間が、当該自動車検査証に記入すべき有効期間又は

2| 当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示又はその写しの提出がないときは、前項の処分をしないものとする。道路運送車両法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車以外の自動車について、その提示又は提出があつた自動車損害賠償責任保険証明書又はその写しに記載された保険期間が、当該自動車検査証に記入すべき有効期間又は

は臨時運行の許可の有効期間若しくは回送運行許可証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでない場合においても、同様とする。

6| (略)

7| 指定自動車整備事業者は、前項の規定による提示がないとき、又はその提示があつた自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から道路運送車両法第九十四条の五第八項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において記入されるべき同法第六十一条第一項に規定する自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同法第九十四条の五第一項の規定にかかわらず、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。

第九條の五 責任共済の契約が締結されている自動車に係る第八條及び第九條の規定の適用については、第八條（見出しを含む）、第九條の見出し並びに同條第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの規定中「自動車損害賠償責任保険証明書」とあるのは、「自動車損害賠償責任共済証明書」と、第八條中「前條第二項」とあるのは、「第九條の四において準用する第七條第二項」と、第九條第二項中「保険会社」とあるのは「組合」と、同條第五項及び第七項中「保険期間」とあるのは「共済期間」とする。

2・3 (略)

臨時運行の許可の有効期間若しくは回送運行許可証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでない場合においても、同様とする。

3| (略)

4| 指定自動車整備事業者は、前項の規定による提示がないとき、又はその提示があつた自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から道路運送車両法第九十四条の五第六項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において記入されるべき同法第六十一条第一項に規定する自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同法第九十四条の五第一項の規定にかかわらず、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。

第九條の五 責任共済の契約が締結されている自動車に係る第八條及び第九條の規定の適用については、これらの規定中「自動車損害賠償責任保険証明書」とあるのは、「自動車損害賠償責任共済証明書」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、第八條中「前條第二項」とあるのは「第九條の四において準用する第七條第二項」とする。

2・3 (略)

改正案

現行

（保管場所の確保を証する書面の提出等）

（保管場所の確保を証する書面の提出等）

第四条 道路運送車両法第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。）又は同法第十三条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。ただし、その者が、警察署長に対して、当該書面に相当するものとして政令で定める通知を当該行政庁に行うべきことを申請したときは、この限りでない。

第四条 道路運送車両法第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。）又は同法第十三条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。

2 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出又は同項ただし書の政令で定める通知がないときは、同項の処分をしないものとする。

2 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出がないときは、同項の処分をしないものとする。

（保管場所標章）

（保管場所標章）

第六条 警察署長は、第四条第一項の政令で定める書面を交付したとき、同項ただし書の政令で定める通知を行ったとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。

第六条 警察署長は、第四条第一項の政令で定める書面を交付したとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。

2 前項の規定により保管場所標章の交付を受けた者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該自動車に保管場所標章を表示しなければならない。この場合において、道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付又は同項ただし書の政令で定める通知に係る保管場所標章を表示するときは、既に表示されている保管場所標章を取り除かなければならない。

2 前項の規定により保管場所標章の交付を受けた者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該自動車に保管場所標章を表示しなければならない。この場合において、道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付に係る保管場所標章を表示するときは、既に表示されている保管場所標章を取り除かなければならない。

3 （略）

3 （略）

（保管場所の変更届出等）

（保管場所の変更届出等）

第七条 自動車の保有者は、第四条第一項の政令で定める書面若しくは同項ただし書の政令で定める通知（以下この項において「書面等」という

第七条 自動車の保有者は、第四条第一項の政令で定める書面において証された保管場所の位置を変更したとき（道路運送車両法第十二条に規定

。) において証された保管場所の位置を変更したとき (道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、書面等において証された保管場所の位置を変更したときを除く。) 又は第五条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更した日から十五日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。変更後の保管場所の位置を変更したとき (同法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、書面等において証された保管場所の位置を変更したときを除く。) も、同様とする。

2 前条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について準用する。この場合において、同条第二項中「道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付又は同項ただし書の政令で定める通知に係る」とあるのは、「次条第一項の規定による届出に係る」と読み替えるものとする。

(罰則)

第十七条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出し、又は警察署長に自動車の保管場所に関する虚偽の通知を行わせて、第四条第一項の規定による処分を受けた者

二 (略)

3 (略)

する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、第四条第一項の政令で定める書面において証された保管場所の位置を変更したときを除く。) 又は第五条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更した日から十五日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。変更後の保管場所の位置を変更したとき (同法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、第四条第一項の政令で定める書面において証された保管場所の位置を変更したときを除く。) も、同様とする。

2 前条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について準用する。この場合において、同条第二項中「道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付に係る」とあるのは、「次条第一項の規定による届出に係る」と読み替えるものとする。

(罰則)

第十七条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出して第四条第一項の規定による処分を受けた者

二 (略)

3 (略)

改正案	現行
<p>（預託証明書の提示）</p> <p>第七十四条 自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付（当該自動車についての前条第一項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付に限る。）を受けようとする者は、国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対して、当該自動車の所有者が資金管理法人に対し当該自動車に係る再資源化預託金を預託したことを証する書面（以下「預託証明書」という。）を提示しなければならぬ。ただし、その者が、資金管理法人に委託して当該預託証明書に相当するものとして政令で定める通知を同法第七条第四項に規定する登録情報処理機関（次項において単に「登録情報処理機関」という。）に対して行ったときは、当該預託証明書を国土交通大臣等に提示したものとみなす。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、国土交通大臣等は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。</p> <p>3 国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないときは、第一項の自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付をしないものとする。</p>	<p>（預託証明書の提示）</p> <p>第七十四条 自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付（当該自動車についての前条第一項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付に限る。）を受けようとする者は、国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対して、当該自動車の所有者が資金管理法人に対し当該自動車に係る再資源化預託金を預託したことを証する書面（以下「預託証明書」という。）を提示しなければならぬ。</p> <p>2 国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないときは、前項の自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付をしないものとする。</p>